

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	第2	1	(6)	ウ		事業実施スケジュール	特定事業契約のうち、建設工事請負契約の本契約締結のみ令和6年6月下旬となっており、他の契約と異なる時期の契約となっておりますが、その背景についてご教示ください。	建設工事費の資金調達条件によるものです。
2	3	第2	1	(6)	ウ		議会議決の時期	建設工事請負契約の仮契約締結から建設工事に係る議会議決までの期間が、1年6ヶ月ある記載となっていますが、この期間の法改正を含む社会環境の変化も含め貴市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	リスク負担については、建設工事請負仮契約書(案)の定めに従いますが、提案時において予測不可能な法改正等による増加費用の負担については、協議に応じます。
3	4	第2	1	(6)	エ		業務範囲	供用開始前の広報活動業務は官民で役割分担されていますが、全施設一体となった広報活動の提案は可能という認識でよろしかったでしょうか。	提案の内容によるため、参加資格審査通過者との対話時に提案内容の概要をお示しください。
4	4	第2	1	(6)	エ		業務範囲	施設整備業務の中に工事監理業務が含まれていませんが、これは、貴市にて担うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設計企業は建設JV及び市が本事業とは別途定める工事監理者に対し、設計意図伝達業務を行ってください。
5	6	第3	1	(1)	ウ		応募者の構成等	本事業のSPCは維持管理運営業務を担う株式会社との記載があります。SPCの経営費用(税務費用や監査費用等)発生し、入札価格が高くなります。維持管理・運営委託契約の時期及び設立時期も含め事業者提案できませんでしょうか。	原案のとおりとします。令和4年12月下旬の維持管理運営委託契約締結までにSPCを設立してください。
6	6	第3	1	(1)	キ		応募者の構成等	やむをえない場合を除き変更は不可とありますが、提案をより良くする為の企業の追加について、貴市との協議のうえ追加することは可能でしょうか。	追加は不可とします。
7	6	第3	1	(1)	ケ		応募者の構成等	「熊谷市内に本社を有する者の積極的な参加を期待」とありますが、これは構成員/協力企業に限った話ではないと思慮します。下請け業者の市内企業活用等も審査に反映されるという認識でよろしいでしょうか。	審査は審査基準に基づいて行います。

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
8	6	第3	1	(2)			応募者の参加資格要件	業務別の参加資格要件を満たす場合には、複数業務を1社が兼務することは可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	6	第3	1	(2)	ア	(ア)	応募者の参加資格要件(共通)	「(ア)本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。」とあるが、具体的な基準はありますか。	提出された財務諸表等により総合的に判断します。
10	6	第3	1	(2)	ア	(ア)	応募者の参加資格要件(共通)	安定的かつ健全な財務能力とは、具体的にどのような基準でしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.9をご参照ください。
11	6	第3	1	(2)			建設業務の参加資格要件	建設業務にあたる協力企業は、市と工事請負契約を結ぶ共同企業体(JV)に必ず入り、下請工事企業は協力企業にはなりえない、という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	6	第3	1	(2)			建設業務の参加資格要件	市内に本店登録のある企業が少なくとも1社は、市と工事請負契約を結ぶ共同企業体(JV)に入る、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	7	第3	1	(2)	イ	(ウ)	建設業務に当たる者	延べ面積5,000m ² 以上の公共施設とありますが、他に建物用途及び工事工種(新築・増築・改修)等の要件は問われないでしょうか?	建物用途の制限はありませんが工事工種は新築とします。
14	8	第3	1	(2)	イ	(オ)(カ)	応募者の参加資格要件(業務別)	(オ)及び(カ)において、記載されている用件を全て満たす事業者は、両業務共に担うことは可能との理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
15	10	第3	1	(4)	イ		参加資格の確認	「イ 優先交渉権者の決定日から特定事業契約(建設請負工事請負契約を除く)締結日の前日までの間」については、参加資格を喪失した場合の取扱いが規定されておりますが、建設工事請負仮契約の締結日以降に参加資格を喪失した場合でも、建設請負工事請負契約締結には影響がないものと考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負仮契約締結日以降の参加資格の喪失については、基本契約に従います。
16	12	第4	2				応募の手続	現地説明会及び現地見学会は開催されないのでしょうか。	現地説明会及び現地見学会の開催は予定していません。既存施設の見学を希望する場合は募集要項第9の4に示す担当部署までご相談ください。なお、見学を希望する施設によっては休館日のみの対応となり、見学を受け入れられない場合があります。

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
17	19	第5	7	(1) (2)			提案価格の算定方法 提案上限価格	昨年以降の資材や労務費の高騰に加え、昨今の国際情勢の影響により工事費が急騰している状況下にあります。 ご提示いただいた要求水準書の内容を前提とし、概算を算出したところ、募集要項に記載の提案上限価格と大きく乖離があり難航しております。工事費縮減を目的とし、要求水準書において見直し可能な項目があればご教示ください。 ※項目例 ・要求床面積の縮小 ・必要諸室の削減 ・内装の木質化中止 ・休日・夜間急诊診療所と保健センター一棟化 ・解体工事対象である既存敷地外周フェンスを残置	いただいた質問の項目例のうち、休日・夜間急诊診療所と保健センター一棟化については、不可とします。その他の項目例については、要求水準書に関する質問への回答をご参照ください。 なお、物価変動への対応については建設工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答No.1及びNo.2をご参照ください。
18	19	第5	7	(1) (2)			提案価格の算定方法 提案上限価格	質疑No.17と同様に、概算結果と提案上限価格に大きな乖離がみられるため、下記整備項目等において、別建ての追加予算をお考えいただけませんでしょうか。 ※項目例 ・解体、撤去工事 ・外構工事 ・備品、什器調達（遊具含む） ・サイン工事 ・雨水貯留施設工事 ・情報通信設備工事、警備設備工事	備品、什器調達については要求水準書の質問への回答No.50をご参照ください。その他についてはご意見として承ります。
19	20	第5	7	(2)			提案上限価格	提案上限価格の内訳は想定とありますが、総額が上回ってなければ建設費・管理費のどちらかが内訳金額を超過しても失格にならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	20	第5	7	(2)			提案上限価格	維持管理・運営委託料の市の想定内訳をお示しください。募集要項記載の維持管理・運営委託料は15年間の合計と理解しますが、委託料のA:開館準備業務に係る対価、B:維持管理業務・運営業務に係る対価、C:修繕・更新業務に係る対価をご教示ください。B・Cについては単年の想定額をご教示ください。	維持管理・運営委託料の内訳は示しません。事業期間を通じたライフサイクルコストを考慮した提案を期待します。

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
21	20	第5	7	(2)			提案上限価格	参考として提案上限価格の内訳が開示されておりますが、さらに「設計委託料」、「解体工事請負代金」及び「建設工事請負代金」の内訳をご公表いただけませんでしょうか。	設計委託料、解体工事請負代金、建設工事請負代金の内訳は示しません。事業期間を通じたライフサイクルコストを考慮した提案を期待します。
22	20	第5	7	(2)			提案上限価格	参考として提案上限価格の内訳が開示されておりますが、開業準備業務に係る費用はどちらに計上されているのかをご教示ください。	開業準備業務に係る費用は維持管理・運営委託料に含みます。
23	20	第5	7	(2)			提案上限価格	本事業の要求水準を勘案すると、本提案上限価格はかなり低廉な金額であると思料されます。貴市の予算内に提案金額をおさめるための参考として、提案上限価格の根拠となる建築・構造・設備の仕様についてご教示ください。	提案上限価格の根拠となる建築・構造・設備の仕様は示しません。
24	20	第5	7	(2)			提案上限価格	現在、建設物価において、国際情勢が大きく影響し、調達に時間がかかったり、最悪は購入できない可能性や異常な高値での購入となる時世となっています。現在公表されています上限価格について、公告時の価格ですので、入札時はもちろんのこと、工事着工時は、大きく異なる可能性が高いと思われます。この変化に対応できる民間事業者は、いないと思われます。よって現在の記載は、上限価格ではなく、公告時の参考価格としていただき、入札自体は、上限価格ではなく、各事業者の見積もり額とさせていただき、さらに、実際の工事着工時もその際に再見積もりを行う方式に変更できませんでしょうか。	不可とします。なお、物価変動への対応については建設工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答No.1及びNo.2をご参照ください。
25	20	第5	7	(2)			提案上限価格	記載されています、設計委託料、解体工事請負代金、建設工事請負代金の上限価格は、昨今の建設業界の情勢（急激な価格高騰）が、ほぼ、加味されていない金額と見受けられます。現在公表されています金額を建設一時金としていただき、不足分は、BTO方式等に変更する等の提案は可能でしょうか。	不可とします。なお、物価変動への対応については建設工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答No.1及びNo.2をご参照ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
26	20	第5	7	(2)			提案上限価格	マスコミ等で報道されておりますように、最近工事材料等の価格が上昇しております。この価格はその点をご考慮いただいた価格ということでしょうか。	物価変動への対応については建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答No. 1及びNo. 2をご参照ください。
27	23	第7	6				契約保証金	「熊谷市契約規則第6条」とはどのようなものでしょうか。インターネットサイトに記載がある場合は、そのURLをご教示ください。	公表されている熊谷市例規集において熊谷市契約規則をご確認ください。なお、熊谷市契約規則は以下URLで公表されています。 https://en3-jg.d1-law.com/kumagaya/d1w_reiki/H417902100068/H417902100068.html
28	23	第7	8				リスク管理方針	建設コストに関して、高騰する資材等価格の現状を鑑みると、事業者だけに皺寄せや負担がかかることに危機感を覚えております。事業者の努力が前提となりますが、公共事業の案件でも業界を挙げて国や県に要望しているように、本件においても何らかの対応を検討していただきたく存じます。	物価変動への対応については建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答No. 1をご参照ください。
29	29 ～ 30	別紙4	2	維持管理業務・運営委託料	維持管理業務及び運営業務に係る対価（修繕・更新業務に係る対		委託料B	こどもセンター及び児童クラブは第2種社会福祉事業として非課税の事業と存じます。SPCを介して指定管理料が支払われると消費税が発生するかと存じますが、熊谷市さまから構成員等へ直接お支払いいただくことは可能でしょうか？	不可とします。